

「第 22 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 5 月 5 日（火）16 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第 22 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施いたします。

資料を 1 枚おめくりください。

新型コロナウイルスの関連肺炎に関する対応でございます。現在の状況、主な国・地域ごとの発生状況は上の表の通りになっております。

下の表、国内の発生状況です。昨日 4 日時点の発表で、国内感染者数 1 万 4000 を超える数、死亡者の数については、355 名となっております。都の発生状況、全部で 4654 名が昨日夕刻の時点の状況になります。

資料 1 枚おめくりください。国の動き等このページは特に大きな動きはございません。

次のページをご覧ください。ここも特に大きな動きはございません。

1 枚おめくりいただきまして、都の対応の一番下のところ、都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制の強化等を実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。各局におけます主な対応につきましては、総務局のところで東京都人権プラザで特別人権相談を実施します。後程ご紹介をいたします。また、都立大等でオンラインによる授業等を実施します。あとは家計急変に伴う減免を都立大、産業技術大の授業料に適用するというところを実施しているところです。

資料を 1 枚おめくりいただきまして、生活文化局は、広報東京都等使いまして、それぞれの施策等について掲載をしております。

また外国人の皆様が抱えます連休中の不安等に対応するために、臨時の相談所を開設しているところです。

1 枚資料をおめくりください。福祉保健局は宿泊療養者の専用ストレス電話相談窓口を開設しております。また入院や宿泊療養者向けのサポート体制についても確保しているところです。

資料 1 枚おめくりください。中央卸売市場は、市場経由の生鮮食料品等をサイトで販売をする事業者をホームページで紹介をいたします「おうち de 市場」について開始をしたところです。

次に、緊急事態措置の延長等に係る補正予算についてという資料をご覧ください。補正予算の規模、財源等、これに関しましては後程参照いただければと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営についてです。

これに関しましては、資料1枚おめくりいただきますと、依命通達という形で、当面の都政の運営についてということでそれぞれ基本方針、或いは今後の進め方等について、通達を発出しているという内容を記載しております。これに関しましても後程ご覧ください。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る特別人権相談、法律相談の実施という資料をご覧ください。今般、緊急事態宣言の延長を受けまして、人権問題に関わります法律相談の充実を図るために、電話によります特別人権相談（法律相談）を実施いたします。1枚資料をおめくりいただきますとチラシがついていると思いますが、人権プラザ事業におきまして特別人権相談（法律相談）をお受けするというところを実施いたします。日時については5月の7日と8日になります。電話番号については03-6722-0127になりますが、これに関しましては東京都人権啓発センターの方に詳しくはお問い合わせください。

私からの説明は以上になりますが、各局等におきまして、補足説明或いは発言等ある局ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

他に本日スカイプで参加をさせていただいております局長等の方がいらっしゃると思いますが、何かご発言がありましたら、お願いをいたします。いいですかね。

本日は、この対策本部会議に、厚生労働省のクラスター対策班でそれから北海道大学大学院教授の西浦先生にお越しをいただいております。

西浦先生の方から、ご発言をお願いしたいと思います。

【感染症専門家】

厚生労働省のクラスター対策班より参りました西浦と申します。

お手元の資料の流行曲線が書いているものをご覧ください。今の東京の現状の流行に関して分析をしましたので短く報告を差し上げます。1枚目が、この診断が確定した日付別で感染者数を見たものです。ここ最近、報告日で見ていると、100名を越すような日もあって心配をするんですけども、確定日別で、国の感染症発生動向調査の調査票の届け出に基づくものを見ると、確実に感染者数が減っているということをご見てとっていただければと思います。

他方、3月の後半から登り調子だったが、感染者数の増えるスピードと比べて、減っていくスピードが少しゆるめだというのが見てとっていただけます。

おめくりいただくと、横軸を発症日にした場合の図を提示しています。

上側が東京都の方で報告されているデータに基づくもので、下側が国立感染症研究所の方の感染症発生動向調査に基づくものです。ほぼ数が一致しています。

同じくなんですけれども発症日で見ると、4月の初旬をピークにして、確実に減少傾向に移行したということを見てとっていただければと思います。

ただこの図の右のあたりですね、4月20日少々後ってというのはこれからも感染者が増える見込みですと、報告の遅れに伴う、患者数が増える見込みということをご承知ください。

次の資料は、それらの情報をもとに、推定感染時刻を東京都に関して推定しまして、実効再生産数、1人当たりが生み出す、二次感染者数の平均値を推定した結果をここに提示しています。これまでと違って少しだけ推定値に修正がございます。

3月の後半ごろに、特に都知事が都に関して、感染爆発の緊急事態ですという話を、外出自粛を呼びかけられた3月25日あたりから、実効再生産数は急激に落ちているんですけども、その後、緊急事態宣言下での実効再生産数は当初思っていたよりも少しだけ大きめであると、大体0.9台を維持しているという状況であるというのが、見てとっていただけるかと思います。右側の影がついている部分から先っていうのはこれから感染者がまだ積もってくるので、この先というのを見なければならぬんですけども、要するに、感染者数の減少速度というのは、思ったほど素早くはないと。

確実に減少しているんですけども、ゆっくりと減っている状況というのを実効再生産数が反映しています。

次の資料が、今日ご報告差し上げたかった内容のまとめですけども、発病日別でも、確定日別で見ても、減少傾向なのは間違いなさですので、確実に感染者数というのはこれから減ってくるというふうに見込んでいます。ただ、減少速度が当初想定したよりも遅い速度になっています。確定患者中で大体8割の方が発病しているという、或いは発病日が既知であるということですので、それを元に実効再生産数を推定しました。

現在、孤発例といったリンクが追えないという方も、全報告の中で、半分を割る程度まで減ってきています。とっても良い兆候です。もうすぐすると感染者の方々がどこで感染したのかがわかる状態になっていて、今、感染者数のうちの半分以上というのは家庭内で感染が起こったものか、或いは、院内、施設内で起こったものですので、次第に制御がうまくいってきている状況と、家庭内で伝播が起こるというのは中国の湖北省でも、流行の最後の頃に見られている状況ですので、大変制御がうまくいっている状況に移りつつあるということですので、ここにご報告させていただきます。

ありがとうございました。

【危機管理監】

それでは、知事から発言をお願いいたします。

【知事】

はい。皆様ご苦労さまでございます。これ記者会見ではありません、都庁内の会議をやっているところであります。

さて、第22回を数えることになりました東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議、4月7日に緊急事態宣言が発出されてからというもの、都民の皆様や事業者の皆様方には、外出の自粛、そして施設の使用停止などについて、多大なるご協力を賜って参りました。改めて心から感謝を申し上げねばなりません。

そして昨日、国は、全都道府県を対象とする緊急事態宣言の期間を5月7日から31日まで延長すると決定をいたしました。

5月4日付で改正されました、国の基本的対処方針におきましては引き続きすべての都道府県について、緊急事態措置を延長するということとしまして、東京都を含む13の特定警戒都道府県におきましては、これまでと同様の取り組みが必要だいたしました。

また昨日、都内の感染者を見ますと、ちょうど今画面に出ておりますけれども、昨日は87名、後程、今日の最新の数値が出て参りますけれども、これを1週間の移動で見ますと、ご覧のように、なだらかな山を上り、また、下がったかと思うと少々上がっていると。先ほど西浦先生からも分析をお願いしたところでもございます。

いずれにいたしましても、依然として高水準での推移が続いているという認識であります。

本日午前中、有識者の会議を開催いたしまして意見交換が行われました。

その場で都内での新規感染者数が減少傾向にあるという一方で、昨今は、軽症だった患者さんが急変して重症化するケースが報告されているなど、ここでも、依然として予断を許さない状況であると。都は引き続き適切な医療提供体制を確保すべしと、このようなご意見を伺ったわけであります。

都といたしましても、このような状況を踏まえまして、これまでと同様の内容で、緊急事態措置等を5月31日まで継続をすることといたします。引き続き、徹底した外出の自粛、そして、施設の使用停止と、催物の開催の停止を要請いたします。

それから学校につきましては、各設置者に対しまして、5月31日までの休業を要請いたします。

そして都民の皆様方へのお願いとして、引き続き、外出自粛の徹底で、こちらをお願いいたします。

一方で、医療機関への通院や食料、医療品、生活必需品の買い出しでございますが、また、必要な職場への出勤などについて、引き続き制限はございませんが、外出の際には、三つの「密」を徹底的に回避していただき、手洗い、そして人と人との距離の確保をお願いいたします。

さらに、不要不急の帰省や旅行、そして都道府県を跨いだ移動を自粛していただくということで、STAY in TOKYO、これは変わりません。

事業者の皆様方へのお願いは、出勤者数の、出勤をする人の社員などの数、こちらを徹底した削減を目指してもらう。テレワーク、ローテーション勤務等の推進について、連休後も引き続きお願いを申し上げます。

また、国内外を問わず、複数の方々が参加をして、密集状態が発生する恐れのあるイベントやパーティーなどの開催につきましては、引き続き開催の自粛をお願い申し上げます。

新たな感染者数が、いまだ高水準で推移をしているという段階でございます。ここで手をゆるめてしまつては、せつかくの都民の皆様方や事業者の皆様方のご努力が、水の泡に帰す

ことになりかねません。

そういうことで、早期に都民生活、経済を、むしろそれを早期に再建するためにも、ご理解、ご協力をお願いをしたいということでもあります。

この延長の期間でありますけれども、緊急事態措置を早期に緩和できますように、改めて申し上げますと、東京が一丸となっていく期間といたしたいと考えております。

そしてこの緊急事態措置の延長などに際しましては、都として所要の対応を行いますために、総額 449 億円の補正予算を取りまとめております。

7日、明後日に専決の処分を行いますのでその内容を、これからご説明をいたします。

まず区市町村立学校の学習環境整備、そして学校休業の延長に伴って、必要となる経費を計上いたします。

所得が減少した個人に対する貸付原資の増額、こちらは 337 億円であります。今回の専決処分で、緊急事態措置の延長に係る対応を迅速に実施いたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症との厳しい戦いですが、まだまだ続くと、そういう中で都政をいかに運営していくのかであります。その当面の方針についての説明であります。

これまでも、BCP（事業継続計画）に基づく体制の確保に全庁挙げて、応援体制の構築など、取り組んで参りました。

そして、医療提供体制につきましては、感染状況を踏まえながら、感染症指定医療機関はもとより、大学病院、そして都立、公社病院、さらには、各地域で中核を担う病院など、それぞれの機能、役割を生かしながら、患者さんの重症度に応じた病床の確保を着実に進めているところであります。

現在、重症重篤の方向けに 400 床、そして中等症などの方向けに 1600 床、合わせますと、2000 床が確保されております。

また、医療機関を支えるために、無症状や軽症の患者さんを受け入れます、いわゆる宿泊療養施設であります。こちらの確保を進め、現在 5 つの施設で 2800 室を超える部屋数を確保済みであります。

それから検査であります。現在直営と民間委託と合わせて、1 日 3000 件を超える処理能力を用意しておまして、多い日で 1800 件程度実施されております。

感染症との戦いを乗り越えて、未来の東京を切り開く、そのため、三つの大きな柱を主軸といたしまして、当面の都政運営を進めて参ります。

一つ目は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込む、そして都民の命を守ることです。

二つ目、都民の生活、そして東京の経済活動をしっかり支える。

こうした為すべきことに加え、三つ目の柱となるのが、新型コロナウイルスとの戦いの中で浮き彫りになってくる様々な課題に対して、大胆に挑戦する、そのことで社会の変革を促して、東京の未来につなげていくということでもあります。

医療提供体制の強化に向けた取り組みなど、第 2 回の定例会への補正予算提出も含めまして、現下の状況を踏まえてさらなる対策を切れ目なく講じて参ります。都民の命を守るために、入院治療、宿泊療養、検査体制、これらを充実していくので、どうぞ都民の皆さんは安心していただきたいと思えます。

こうした対策に都の人的資源や財源を集中的、重点的に投入するために、優先度に応じまして事業を精査いたします。

そして連休明けの早い段階から、都政におけます特別体制へと移行をして参ります。

刻々と変化する状況を見極めながら、タイミングを逃すことなく、具体的な対策を都民、そして事業者の皆様方に迅速に届けていくために、都庁の体制をしっかりと整えて、この難局に立ち向かって参りましょう。

次に、中小企業、そして働く方々へのサポートについてであります。

都におきましては、都民生活や東京の経済を下支えするために、13 ヶ月予算を編成しておりまして、資金繰り、そしてテレワーク導入のサポートなど切れ目ない支援をこれまでも講じて参りました。

4 月になって、緊急事態措置が始まって、休業等の要請にご協力いただける方々に協力金を支給する制度を設けたところであります。この協力金ですが少なくとも 4 月の 16 日から、措置期間中に休業などにご協力いただいた関係方々に対して、5 月 11 日から順次、お手元に届くこととなります。

また STAY HOME 週間の取り組みの一環として、商店街への来訪者を減らす取り組みへのサポート、そして理美容事業者の方々が自主的に休業する際の給付も行ってまいります。

そして緊急事態措置が延長となりまして、事業の経営にとりましては、厳しい状況が続くことが予想されます。そして資金繰りの確保というのが、事業主にとって最優先の課題であると、このように考えております。

そして、今月の 1 日からすでに始まっておりますけれども、上限 1 億円の無利子融資を開始しておりまして、借入金の返済を据え置くこともできることとなっております。そして、金融機関への支払いは、当面 3 年間不要となっております。

それから、マスクなどの生産設備の導入をはじめ、感染の防止、そして非接触型の技術を後押しして、こうした企業によるイノベーションも促進して参ります。

今後これまで積み重ねて参りました緊急対策を着実に実施いたします。

また緊急事態措置期間が延びたことによりまして、中小事業者の皆さんの経営、まことに厳しい状況になる方も多々おられるかと思えますけれども、改めて申し上げますが、この期間に徹底した感染防止対策を行っていく、そのことによってですね、より早く経済を回復させていく、これを踏まえまして 5 月 7 日からの措置期間において、都の休業要請など、全面的にご協力いただける中小事業者の皆様に対しまして、同様に協力金を支給することといたしまして、第 2 回定例会に提案をいたします。

次に、個人の皆様へのサポートについてお伝えをいたしましょう。

都といたしまして、都民の皆様向けにも様々な支援策を用意して全力で支えていくことになります。例えば妊婦の方にはですね、区市町村によるタクシーチケットの配布など、感染防止対策を支援いたします。

それとともに、保育所の臨時休園などが行われていることによって、ベビーシッターもご利用できるように、事業も拡充をいたしております。

また新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、休業や失業などによって、生活資金が必要な方には、特例の貸し付けも行っております。一定の要件はございますけれども、アルバイト収入などを失った大学生の方にもご利用いただけるようになっております。

このほか医療従事者の皆様方の勤務環境を向上するための支援策であります。これについては連休明けには詳細を公表する予定であります。

そして、措置期間延長後も、このように、様々な支援策を的確に、そして、重層的に実施して参ります。

今ご紹介しました様々な支援策でございますが、よりわかりやすく、検索閲覧できるサイトを、今日の夜から、このサイトが開設をいたします。「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」というサイトでございます。

これはいくつかの項目を選んでいただくとその方のニーズに合った支援策が表示されるようになるというもので大変わかりやすくできております。

このサイトでは東京都が提供する支援策だけではなくて、国による支援策も閲覧可能になっておりますので、また情報がオープンデータで公開することとなります。

また未来につなげる取り組みの一環といたしまして新たな東京型教育モデルの検討も開始いたします。

このたびの感染の拡大で、臨時休業が長期化する恐れがあることなどで、学校や教育をめぐる環境は、本当に激変をしているところであります。

そうした中で、緊急的な対策を講じるということと、事態の収束後を見据えまして、教育の手法などについて制度面も含めて議論を開始したいと存じます。

この後、総合教育会議を開きますが、そちらで教育委員の皆さんと意見交換をしたいと考えております。

各局においては、こうした今為すべき、そして未来につなげる、それらの取り組みをしっかりと進めていただきたいと思います。

都民の皆様や事業者の皆様方には、外出の自粛や施設の休業などについてもう一段のご協力をお願い申し上げます。

都といたしましてもこの新型コロナウイルスとの戦い、どのようにこの出口を見出していくのか、そしてそのためのロードマップと具体的な取組方針について、専門家の知見、この場合は感染症の専門家もいらっしゃれば、経済の専門家、リスクマネジメントの専門家、いろいろな方々の知見を得ながら、近く策定して参ります。

これからの1ヶ月、未来へと繋がる大変重要な1ヶ月となります。ともに戦って参りま

しょう。未来の東京のために、よろしく願いいたします。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。改めまして西浦先生、本日はありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。